

「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた人権教育の充実

平成28年(2016年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が公布、施行されました。全6条からなる法律で、「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、長い間、日本国民の一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられた、我が国固有の人権問題です。

現在でも、結婚や就職に関する差別やインターネットへの誹謗中傷など、様々な日常生活の中に差別や偏見が存在しており、こうした行為は決して許されるものではありません。「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めることが大切です。

Q 「部落差別解消推進法」とは、どのような法律ですか？



「部落差別」の言葉を冠した初めての法律で、国や自治体の責務として相談体制の充実や教育・啓発、実態調査の実施を明記したものです。

「部落差別解消推進法」のポイント！

- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が法で、新たに示されました。(第一条)
- 部落差別を日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要である」と明記されました。(第一条)
- 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されました。(第五条)

※「部落差別解消推進法」の全文は裏面に掲載。

Q なぜ、今、法律が施行されたのですか？



同和対策の特別措置法の施行により、住環境等の格差は大きく改善されました。しかし、心理的な面における差別意識はいまだに根強く残っており、その解消を目的として法律が施行されました。

同和問題に関する様々な人権問題

平成29年度の同和問題(部落差別)に関する人権侵犯事案は、86件発生しており、同和問題に対する差別意識が解消されていない状況がうかがえます。

【出典：法務省 平成30年度版人権教育・啓発白書】

- 事例①** 特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚などに反対する結婚差別
- 事例②** インターネット上に、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの、心ない誹謗中傷
- 事例③** 本人に責任のない事項(本籍・出生地・家庭環境など)による就職差別

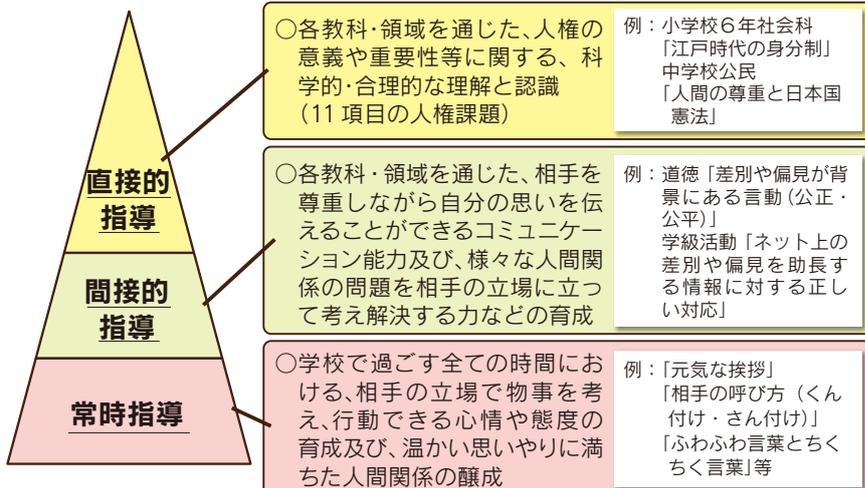
Q 学校ではどのような取組をすればよいのですか？



学校における取組は、全体計画等に基づき、人権教育の構造的指導に留意して進めることが大切です。

学校における授業や啓発活動が新たな差別を生むことがないよう、法律の趣旨や教材の在り方などに関する継続的な研修を実施し、教職員間の指導に温度差が生じないようにしましょう。

人権教育の構造的指導



部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

平成31年2月

群馬県教育委員会義務教育課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

電話 027-226-4612